

社会保険労務士 佐藤文子

びいず事務所便り

連絡先：〒466-0058

名古屋市昭和区白金 3-20-24-308

電話：052-881-0404 FAX：052-881-0440

e-mail：bunko.sato@b-z.jp



日本における今後の「雇用戦略」とは？

◆6つの戦略分野

政府の「成長戦略策定会議」は、2009年12月30日に「新成長戦略（基本方針）」というものを発表し、今後、日本が成長していくうえで強みとなるものとして、次の6つの戦略分野を示しました。

- (1) 環境・エネルギー大国戦略
- (2) 健康大国戦略
- (3) アジア経済戦略
- (4) 観光立国・地域活性化戦略
- (5) 科学・技術立国戦略
- (6) 雇用・人材戦略

◆各分野における新規雇用の目標値

「環境・エネルギー大国戦略」の項目では、環境分野における140万人の新規雇用創出、「健康大国戦略」の項目では、医療・介護・健康関連サービス分野における280万人の新規雇用創出が、2020年までの目標として示されています。また、「観光立国・地域活性化戦略」の項目では、観光関連で56万人の新規雇用創出を目標としています。

今後、これらのビジネス分野においては、政府によるバックアップ、支援などが積極的に行われていく可能性が非常に高いものと思われます。

◆「雇用・人材戦略」の内容

「雇用・人材戦略」の項目においては、2020年までの目標として、「若者フリーター約半減」、「ニート減少」、「女性M字カーブ解消」、「高齢者就労促進」、「障害

者就労促進」、「ジョブ・カード取得者300万人」、「有給休暇取得促進」、「最低賃金引上げ」、「労働時間短縮」が掲げられています。

具体的な施策としては、「若者・女性・高齢者・障害者の就業率向上」、「『トランポリン型社会』の構築」、「ジョブ・カード制度の発展」、「地域雇用創造と『ディーセント・ワーク』の実現」などが示されています。

これらの施策が確実に効果を上げることにより、現在の景気低迷の影響による雇用不安が解消されていくことが非常に期待されているといえます。

日本年金機構の方針および取組みについて

◆今年1月に発足

不祥事が相次ぎ、「年金不信」の代名詞となっていた社会保険庁は解体され、その後継組織として日本年金機構が今年1月に発足しました。同機構は約1,000人の民間採用を含む正職員約1万880人と、有期雇用契約職員約6,950人からなる非公務員型の特殊法人です。

長妻厚生労働大臣は、職員のうち社会保険庁出身者の月給を一律3%減額する方針を示しました。これは、年金記録問題を起こした同庁の責任を明確にするためのもので、問題解決に一定のめどがつくまで継続するようです。役員についても、ポストに応じて報酬を8~16%減額し、

これも当面継続させるとのことです。

◆方針や目標は？

社会保険事務所から改称した全国 312 の「年金事務所」では、「お客様へのお約束 10 カ条」を掲示し、国民目線のサービスの徹底を目指す方針です。

その内容は「その場でお答えできない場合は 2 日以内に確認状況をご連絡」、「お客様にプラスとなるもう一言を心がける」、「お待たせ時間を 30 分以内にする」ことを目指すなどの具体的な指標です。さらに、2013 年度末までの中期目標として、2002 年度から 60% 程度と低迷している国民年金保険料の納付率の低下傾向に歯止めをかけ、回復させるように努めること、厚生年金保険料については「未適用事業所の適用を進めつつ、収納の確保を図る」とし、徴収体制を強化することを掲げています。しかし、いずれも具体的な数値目標は盛り込まれませんでした。

◆今後の新体制に期待

年金記録問題の発覚により、旧社会保険事務所の窓口対応が相当変わったことは確かです。日本年金機構による新体制・新方針の中で、国民の信頼回復がどこまで図られるかが気になるところです。なかなか年金事務所等を訪れる機会がない方は、一度、年金事務所等を訪ねられ、ご自身の年金記録などの相談をしつつ新体制を実感されるのも良いのではないのでしょうか。

失業者等による公的な貸付制度・給付制度の利用が増加

◆失業者等を救う様々な貸付・給付制度

失業などにより収入が激減したり、年金だけでは生活が立ち行かなくなったりした人の暮らしを保障するための公的な貸付制度・給付制度の利用が増えているそうです。

主な公的支援制度としては、「雇用保険の失業給付」、「就職安定資金融資」、「訓練・生活支援給付」、「住宅手当緊急特別措

置」、「生活福祉資金貸付制度」、「臨時特例つなぎ資金貸付制度」などがあります。

失業給付の基本手当はよく知られていますが、非正規労働者のうち雇用保険に加入していない人が多いことや長期失業者が増えていることから、基本手当を受給しているのは失業者数全体の 3 割に満たないと言われています。

◆各制度の特徴

「就職安定資金融資」は、解雇や雇止めにあった人に対し「敷金・礼金」、「転居費・家具費」などとして 50 万円、家賃補助費として 36 万円を低利で貸し付ける制度です。また、「住宅手当緊急特別措置」は、2 年以内に離職し、就職意欲があり、かつ住宅を失いそうな人に対し、最長 6 カ月間分の家賃を支給するものです。

一方、住む場所はあるが、仕事がなかなか見つからない人には「生活福祉資金貸付制度」が利用しやすくなっています。貸付金の用途が多岐にわたり、対象者も低所得者、障害者、高齢者と幅広く、主に民間の貸付制度を利用できない世帯に、生活費や学費などを無利子または低利で貸し付ける制度です。

◆「生活福祉資金貸付制度」へのニーズ

今後、需要が高まると予想されるのは、この「生活福祉資金貸付制度」です。2009 年 10 月に改正が行われ、従来は連帯保証人が必要とされたものでも、連帯保証人なしで貸付が受けられるようになりました。

連帯保証人がいれば無利子で、いない場合は年 1.5% の低利で借りることができます。また、10 種類ある融資資金が 4 つのカテゴリーに整理されたことで、利用者にもわかりやすくなりました。

この改正に伴って利用が増えるとみられるのが「総合支援資金」であり、失業で生計を維持することが難しくなった世帯や、多重債務を抱えて弁護士などに相談するにも費用がないなどの人が利用できます。「敷金・礼金」など、賃貸住宅に入居するための住宅入居費の融資も受けられるほか、

次の仕事を見つけて生活を立て直すまでに月 15 万円（単身の場合）を最長 12 カ月貸してもらえなどのメニューもあります。

取引先倒産による 連鎖倒産防止のための共済制度

◆中小企業の連鎖倒産を回避できるか？

新聞によれば、中小企業庁では、取引先倒産による中小企業の連鎖倒産を防ぐため、共済制度の拡充に関する改正案を国会に提出する予定とのことです。

拡充されるのは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済」（通称：経営セーフティ共済）制度です。

◆「経営セーフティ共済」とは？

同制度は、取引先が倒産して売掛金が回収できなくなった加入者に対し、共済金を無利子・無担保・無保証人で貸し付ける制度であり、全国の中小企業の約 7 パーセントに相当する約 29 万 3,000 社が加入しています。

現在の制度では、貸付限度額は「回収困難な売掛金債権等の額」と「掛金総額の 10 倍の額」のうちいずれか少ない額で、最高で 3,200 万円となっており、返済期間は 5 年間、返済方法は 54 カ月で均等分割による毎月返済となっています。

掛金月額は、5,000 円から 8 万円までの範囲（5,000 円刻み）で自由に選ぶことができ、掛金総額が 320 万円になるまで積み立てられ、払い込んだ掛金は、税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入することができます。

◆今回の改正案の内容

同制度の中で、貸付限度額である「3,200 万円」を「8,000 万円」まで引き上げるのが、今回の改正案です。

これは、企業の倒産件数が増加し、1 件当たりの負債総額も高額になり、回収できなくなった売掛金債権の満額を借りることができなかった企業が、2006 年度で加入企

業の約 13% に達したためです。限度額の引上げにより、この 13% という数値が 5% 程度に抑えることができると試算されています。

2008 年には同制度の新規加入者が急増したものの、ここ数年では減少傾向が続き、制度の運営が不安定になると指摘されています。中小企業庁では、さらに加入者を増やして不況の長期化による倒産増に備えたい考えのようです。

2 月の税務と労務の手続

〔提出先・納付先〕

1 日

○ 贈与税の申告受付開始

< 3 月 15 日まで > [税務署]

10 日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出
< 前月以降に採用した労働者がいる場合 >
[公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出
< 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > [労働基準監督署]

15 日

○ 所得税の確定申告受付開始

< 3 月 15 日まで > [税務署]

28 日

○ 固定資産税< 都市計画税 > の納付

< 第 4 期分 > [郵便局または銀行]

○ 法人税の申告< 決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について >
[税務署]

○ じん肺健康管理実施状況報告の提出
[労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]

○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[社会保険事務所]

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]